## 平成30年第5回南島原市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成30年5月25日(金) 14時00分~14時45分
- 1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室
- 1 出席委員の氏名

近藤孝信

塩 田 絹 代

坂 上 三 德

吉 田 英 則

永 田 良 二

- 1 欠席委員の氏名
- 1 委員以外の出席者の氏名

教育次長 深松良蔵

教育総務課長 山 崎 康 徳

学校教育課長 谷口誠志

生涯学習課長 南原伸治

スポーツ振興課長 泉 淳一郎

文化財課長 松本慎二

 学校教育課学事班長
 塩 士 敬 治

 教育総務課総務班長
 荒 木 一 弘

- 1 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 前回会議録の承認
  - 第3 会議録署名人の指名
  - 第4 教育長報告
  - 第5 議案審議

議案第19号 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について 議案第20号 南島原市アートビレッジ・シラキノ条例の制定について

議案第21号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第22号 南島原市スポーツ推進委員の委嘱について

- 第6 その他
  - (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
  - (2) 南島原市立小・中学校学校評議員について
  - (3) 次回教育委員会定例会の開催について
  - (4) その他
- 第7 閉会

日程第1 開 会

近藤委員長 ただ今から平成30年第5回定例会を開会いたします。

日程第2 前回会議録の承認

近藤委員長 日程第2、前回会議録の承認ですが、坂上委員が指名されておりましたので、署名をお願いいたします。

(平成30年第4回定例会…坂上委員が署名)

近藤委員長 ありがとうございました。

日程第3 会議録署名人の指名

近藤委員長 日程第3、会議録署名人の指名ですが、今回は、塩田委員にお願いしたいと 思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 そのとおり、決定いたします。

日程第4 教育長報告

近藤委員長 日程第4、教育長報告に入ります。教育長から報告をお願いいたします。

永田教育長 (別紙により、平成30年2月23日から平成30年3月23日までの諸会 議及び諸行事の結果等の概要について報告)

近藤委員長 ありがとうございました。

今の報告について、何かお尋ね等ございませんでしょうか。

近藤委員長特になければ、以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

日程第5 議案審議

近藤委員長 続きまして、日程第5、議案審議に入ります。

議案第19号「南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

学校教育課長 議案第19号「南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例に ついて」をご説明いたします。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、教育認定子どもについて、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の支給認定保護者に係る利用者負担の上限額を14,100円から10,100円に引き下げる必要があるため、南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

別表第1(第3条関係)についてご説明いたします。

新旧対照表1ページ目をご覧下さい。

別表第1(第3条関係)でございますが、第3階層の77,101未満の「14,100」を「10,100」に改めるものでございます。

最後に、附則関係をご説明いたします。

改め文をご覧下さい。

附則第1項は、施行日を定めております。

附則第2項は、経過措置として、「平成30年4月分以後の保育料について 適用する。」と定めております。

なお、この条例は公布の目から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 議案第19号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長 次は、議案第20号「南島原市アートビレッジ・シラキノ条例の制定につい

て」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第20号「南島原市アートビレッジ・シラキノ条例の制定について」を ご説明いたします。

「南島原市アートビレッジ・シラキノ」が、公の施設として幅広い層の市民が気軽に芸術文化に触れる機会やアーティストと交流する地域交流プログラムなどを開催する芸術文化の拠点施設とするため、本条例を制定するものでございます。

第1条では、設置について規定しております。

第2条第1号では、施設の名称を、第2号では位置を規定しております。

第3条では、館長その他必要な職員を置くことができることを規定しております。

第4条では、管理について規定しております。

第5条では、宿泊室を利用することが出来る者について規定しております。

第6条第1項では、施設等を利用するものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないこととし、第2項では、許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができることを規定しております。

第7条では、施設の利用の制限について、第1号から第6号まで規定しております。

第8条では、目的外利用等の禁止について、第9条では利用許可の取り消し 等について規定しております。

第10条では、施設の使用料の納付について、第11条では、使用料の免除 等について、第12条で使用料の還付について規定しております。

第13条では、施設等の利用が終わったときは、速やかに該当施設等を現状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならないことを規定しております。

第14条では、損害賠償について、第15条では、委任について規定しております。

附則では、施行日を規定しております。

第10条(使用料)の関係としまして、別表第1項でギャラリー及び工房等の使用料を、別表第2項で宿泊室の使用料を定めております。

近藤委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。

坂上委員 第11条使用料の免除についてですが、必要があると認めるときは、使用料 を免除することができるとなっておりますが、免除の条件は、どのような場合 を想定されているのでしょうか。

生涯学習課長

例えば、学校行事等の公的な活動で使用する場合に、使用料を免除すること を想定しております。

なお、具体的な免除及び減額の条件につきましては、後ほど制定します「南島原市アートビレッジ・シラキノ条例施行規則」において、規定する予定でございます。

坂上委員 第3条に職員の規定がありますが、管理員などを置くのでしょうか。

生涯学習課長 施設の管理としましては、芸術家を招聘し、創作活動をしながら、その芸術 家に施設の管理も委託する予定でございます。

吉田委員 館長も置くとなっていますが、館長とは、どのような方がされるのでしょうか。

生涯学習課長 館長は、生涯学習課長を予定しております。

近藤委員長 使用料の額については、どのようにして決定されたのでしょうか。

生涯学習課長 使用料につきましては、あまり類似施設がありませんので、金沢市にありま す古民家を改修した同じような施設の使用料及び少年自然の家等の宿泊料等を 参考に決定いたしました。

近藤委員長 他にございませんか。

特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 議案第20号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長 次は、議案第21号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」を提案いたします。

それでは、説明をお願いします。

学校教育課長

議案第21号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」をご説明いたします。

南島原市教育支援委員会条例第3条の規定により、提案するものでございます。

その1号に「学識経験を有する者」とありますので、ナンバー1番から4番までの方、2号に「関係教育機関の職員」とありますので、ナンバー5番から8番までの方、3号に「関係行政機関の職員」とありますので、ナンバー9番及び10番の方、4号に「その他教育委員会が必要と認める者」とありますので、11番から13番までの方を推薦するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長この件について、何か質疑等ございませんか。

近藤委員長 選考に際し、何か基準等はありますか。

学校教育課長 医師会などそれぞれの関係団体よりご推薦をいただいて、お願いをしている ところでございます。

吉田委員 2号関係の委員で、深江地区から2名の校長先生が選ばれているのは、どういった経緯でしょうか。

学校教育課長 同様に、校長会からご推薦を頂いた方でございます。

近藤委員長 他にございませんか。

特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

くはいの声>

近藤委員長 議案第21号については、原案どおり可決いたします。

近藤委員長 次は、議案第22号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」を提案いたします。 それでは、説明をお願いします。

スポーツ振興課長 議案第22号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」をご説明いたします。

前回委嘱をしました委員に今回、北有馬地区の委員が新たに決定いたしましたので、ナンバー33番の方を、平成30年5月1日から平成32年3月31日までの任期で委嘱するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

近藤委員長 この件について、何か質疑等ございませんか。 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長 議案第22号については、原案どおり可決いたします。

日程第6 その他

近藤委員長 続きまして、日程第6、その他「(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について」ですが、この案件は個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

近藤委員長この案件は、非公開と決定いたします。

(非公開の審議)

近藤委員長 小学校 認定 7人

本件につきましては、そのとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

## <はいの声>

近藤委員長 そのとおり、決定いたします。

近藤委員長 次は、日程第6、その他「(2)南島原市立小・中学校学校評議員について」を議題といたします。説明をお願いします。

学校教育課長 (平成30年度南島原市立小・中学校学校評議員について説明)

近藤委員長 次は、日程第6、その他「(3)次回教育委員会定例会の開催について」を 議題といたします。説明をお願いします。

教育次長 (6月22日、金曜日、午後2時からの開催を提案)

近藤委員長 次回定例会は、6月22日、金曜日、午後2時から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

近藤委員長 最後に「(4)その他」ですが、皆様方から何かございませんか。

近藤委員長 特にないようですので、以上をもちまして、本日の第2回定例会を閉会いた します。

閉 会 14時45分

会議録署名

教育委員

記録職員